千葉市下水道条例の一部改正について

国土交通省は、下水道使用料の不正未払いを防止する観点から、水道水の排除に加えて水道水以外の水を排除することとなったときなどは、遅滞なく市長に届け出なければならない旨、「標準下水道条例」を改正し届け出を義務化した。このことを受け、本市の下水道条例においても、届出義務を設けるなどの改正を行いましたので報告します。

記

１　改正内容

（１）使用者が使用開始後に水道水の排除に加えて水道水以外の水を排除することとなったときや、水道水以外の水を使用する設備に変更があったとき、更に、その他規則で定める使用の態様の変更があったときの届け出を義務化することとした。

（２）前号の届出義務を怠った場合は、5 万円以下の過料を科することとした。

（３）規定及び定義を明確化することとした。

	改正前	改正後
第 24 条	3 占用料については、千葉市道路占用料条例を準用する。	3 占用料については、千葉市道路占用料条例第 2 条から第 4 条までの規定の例による。 4 占用料の減免については、第 21 条の規定を準用する。（新設）
別表第 2 備考 第 2 項	「浴場汚水」とは、公衆浴場（個室付浴場、サウナ風呂その他の特殊浴場を除く。）の用に供した汚水をいう。	「浴場汚水」とは、物価統制令（昭和 21 年勅令第 118 号）第 4 条の規定に基づき千葉県知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額の適用を受ける公衆浴場から排除される汚水をいう。

２　施行期日

公布の日から施行する。ただし届出義務及び罰則については、公布後、周知期間をおくため平成２７年７月１日とした。

改正前	改正後
第１条～第８条　（略）	第１条～第８条　（略）
（新設）	（使用の態様の変更の届出） 第８条の２　使用者は、水道水の排除に加えて水道水以外の水を排除することとなったとき、水道水以外の水を使用するための設備に変更があったときその他規則で定める使用の態様の変更があったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。
第９条～第２０条　（略）	第９条～第２０条　（略）
（使用料等の減免） 第２１条　市長は、公益上その他の理由により特に必要があると認めたときは、使用料及び手数料を減額し、又は免除することができる。	（使用料等の減免） 第２１条　市長は、公益上その他の理由により特に必要があると認めたときは、使用料及び手数料を減額し、又は免除することができる。
第２１条の２　（略）	第２１条の２　（略）
（行為の許可） 第２２条　法第２４条第１項の行為をしようとする者は、申請書を市長に提出し許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときもまた同様とする。	（行為の許可） 第２２条　法第２４条第１項の行為をしようとする者は、申請書を市長に提出し許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときもまた同様とする。
第２３条　（略）	第２３条　（略）
（占用） 第２４条　公共下水道の敷地又は排水施設に物件(以下この条において「占用物件」という。)を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、占用許可願を提出して市長の許可を受けなければならない。ただし、占用物件の設置について第２２条の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。 ２　前項の占用の許可を受けた者は、占用料を納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる占用物件については、この限りでない。 （１）公共下水道に下水を排除することを目的とする占用物件 （２）国の行う事業で一般会計をもって経理するものに係る占用物件 （３）国の行う事業で特別会計をもって経理するもののうち企業的性格を有しない事業に係る占用物件	（占用） 第２４条　公共下水道の敷地又は排水施設に物件(以下この条において「占用物件」という。)を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、占用許可願を提出して市長の許可を受けなければならない。ただし、占用物件の設置について第２２条の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。 ２　前項の占用の許可を受けた者は、占用料を納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる占用物件については、この限りでない。 （１）公共下水道に下水を排除することを目的とする占用物件 （２）国の行う事業で一般会計をもって経理するものに係る占用物件 （３）国の行う事業で特別会計をもって経理するもののうち企業的性格を有しない事業に係る占用物件

<table>
<tr>
<td>
（４）地方公共団体の行う事業で地方公営企業法(昭和２７年法律第２９２号)第２条第１項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占用物件
３　前項の占用料　　については、千葉市道路占用料条例（昭和３０年千葉市条例第３３号）を準用する。
（新設）
第２５条　（略）
（罰則）
第２６条　次の各号に掲げる者に対しては、５万円以下の過料を科する。
（１）第５条第１項、第２項　、第７条、第７条の２第１項、第８条及び　　第１０条の３の規定による届出を怠った者
（２）～（８）　（略）
第２７条・第２８条　（略）
別表第１　（略）
別表第２
<table>
<tr><td rowspan="2">一般汚水</td><td rowspan="2">基本使用料</td><td colspan="2">従量使用料</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td></td><td>（略）</td><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>浴場汚水</td><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>共用汚水</td><td colspan="3">（略）</td></tr>
</table>
備考１　（略）
２　「浴場汚水」とは、公衆浴場(個室付浴場、サウナ風呂その他の特殊な浴場を除く。)の用に供した　　汚水をいう。
３　（略）
別表第３　（略）
</td>
<td>
（４）地方公共団体の行う事業で地方公営企業法(昭和２７年法律第２９２号)第２条第１項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占用物件
３　前項の占用料の額、徴収方法及び還付については、千葉市道路占用料条例（昭和３０年千葉市条例第３３号）第２条から第４条までの規定の例による。この場合において、同条中「法第７１条第２項の規定により道路」とあるのは「下水道法第３８条第２項の規定により公共下水道の敷地又は排水施設」とする。
４　占用料の減免については、第２１条の規定を準用する。
第２５条　（略）
（罰則）
第２６条　次の各号に掲げる者に対しては、５万円以下の過料を科する。
（１）第５条第１項及び第２項、第７条、第７条の２第１項、第８条、第８条の２並びに第１０条の３の規定による届出を怠った者
（２）～（８）　（略）
第２７条・第２８条　（略）
別表第１　（略）
別表第２
<table>
<tr><td rowspan="2">一般汚水</td><td rowspan="2">基本使用料</td><td colspan="2">従量使用料</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td></td><td>（略）</td><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>浴場汚水</td><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>共用汚水</td><td colspan="3">（略）</td></tr>
</table>
備考１　（略）
２　「浴場汚水」とは、物価統制令（昭和２１年勅令第１１８号）第４条の規定に基づき千葉県知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額の適用を受ける公衆浴場から排除される汚水をいう。
３　（略）
別表第３　（略）
</td>
</tr>
</table>

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第８条の次に１条を加える改正規定及び第２６条第１号の改正規定（「及び」を「、第８条の２並びに」に改める部分に限る。）並びに次項の規定は、平成２７年７月１日から施行する。

２　この条例による改正後の第８条の２の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後に使用の態様を変更するものについて適用する。

下水汚泥等の放射性物質の測定結果等について

１　下水汚泥等の放射性物質の測定結果について

南部浄化センター 測定結果（単位：ベクレル／kg）

試料採取日	試料名	放射性ｾｼｳﾑ 134	放射性ｾｼｳﾑ 137	放射性ｾｼｳﾑ 計
平成26年4月2日	汚泥焼却灰	220	520	740
平成26年4月16日	汚泥焼却灰	210	560	770
平成26年5月7日	汚泥焼却灰	190	490	680
平成26年5月21日	汚泥焼却灰	190	560	750
平成26年6月4日	汚泥焼却灰	200	550	750
平成26年6月18日	汚泥焼却灰	230	620	850
平成26年7月2日	汚泥焼却灰	200	600	800
平成26年7月16日	汚泥焼却灰	200	670	870
平成26年8月6日	汚泥焼却灰	190	670	860
平成26年8月20日	汚泥焼却灰	250	740	990
平成26年9月3日	汚泥焼却灰	180	570	750
平成26年9月17日	汚泥焼却灰	160	490	650
平成26年10月1日	汚泥焼却灰	170	520	690
平成26年10月15日	汚泥焼却灰	140	500	640
平成26年11月5日	汚泥焼却灰	190	540	730
平成26年11月19日	汚泥焼却灰	130	460	590
平成26年12月3日	汚泥焼却灰	140	490	630
平成26年12月17日	汚泥焼却灰	130	440	570
平成27年1月7日	汚泥焼却灰	110	350	460
平成27年1月21日	汚泥焼却灰	110	400	510
平成27年2月4日	汚泥焼却灰	150	570	720
平成27年2月18日	汚泥焼却灰	140	560	700

浄化センターから発生する焼却灰は、放射性物質汚染対処特別措置法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき処分しているが、放射性セシウム濃度が基準値以下であることから通常の産業廃棄物と同様に処分している。